

第1回国立公園等整備事業の適切な執行に関する懇談会

国立公園等整備事業(調査・設計等業務)
の適正な執行に向けた論点について

環境省自然環境局
自然環境整備担当参事官室

公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年3月31日法律第18号)

第3条(基本理念)

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

5 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

7 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図るうえで重要な役割を果たすものであることにかんがみ、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

第11条(競争参加者の技術的能力の審査)

発注者は、(中略)工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

第12条(競争参加者の技術提案)

発注者は、競争に参加する者に対し、技術提案を求めよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について(平成17年閣議決定)

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項(抜粋)

公共工事に関する調査・設計の契約においても、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、技術提案を求め、その優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶこと等を通じ、その品質を確保することが求められる。

第7 調査・設計の品質確保に関する事項(抜粋)

調査・設計の契約に当たっては、競争参加者の技術的能力を審査することにより、その品質を確保する必要がある。また、発注者は、調査・設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、競争参加者に対して技術提案を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるようにすることが必要である。

また、調査・設計は、その成果が、業務を実施する者の能力に影響される特性を有していることから、発注者は、技術的能力の審査や技術提案の審査・評価に際して、技術者の経験やその成績評定結果を適切に審査・評価することが必要である。

当該調査・設計の内容が工夫の余地が小さい場合や単純な作業に近い場合等必ずしも技術提案を求める必要がない場合においても、競争に参加する者の選定に際し、その業務実績、業務成績、業務を担当する予定の技術者の能力を適切に審査するよう努めるものとする。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について(平成17年閣議決定)

第4 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項(抜粋)

技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要である。このため、国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定についても意見を聴くものとする。

5

測量調査設計の入札・契約制度の概要

○プロポーザル方式(通常型、簡易公募型、公募型)

- ・プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについて(会計課長等通知)

業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものについては、プロポーザル(技術提案書)の提出を求め、技術的に最適な者を特定する手続きを採用することができる。

→具体的に、通知により、該当する標準的な業務が定められている。

○総合評価落札方式(価格競争方式に準じる)

- ・公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札方式について(会計課長等通知)

入札者の提示する専門的知識、技術及び創意等(以下「技術等」という。)によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずると大臣が認める公共工事に関する調査及び設計に係る契約を締結しようとする場合に適用する。

○価格競争方式(一般競争、指名競争、簡易公募型競争、公募型競争)

上記以外の場合(定型的な業務等)

6

プロポーザル方式による契約1

○プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについて

環境省が所掌する土木事業及び建築事業に係る調査、設計等の業務を建設コンサルタント等に発注しようとする場合に、当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものについては、プロポーザル(技術提案書)の提出を求め、技術的に最適な者を特定する手続きを採用することができることとし、今般、「プロポーザル方式」に係る手続きを下記のとおり定めたので、その実施に当たっては遺漏のないよう取り扱われたい。

1 対象業務

本手続は、(中略)次に掲げる業務のうち、事務所長が必要と認める業務について行うものとする。

- (1) 自然再生計画調査、国立公園整備計画調査、環境影響評価調査、広報計画調査、意向調査、社会経済計画調査、複数の分野にまたがる調査等広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (2) 重量構造物の計画調査、大規模かつ複雑な施工計画の立案、生態系・景観を重視した施設設計、高度な解析を伴う地質調査等比較検討又は新技術を要するものであって高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (3) 生態系調査、景観調査、大規模な軟弱地盤対策調査、既設施設の機能診断、先端的な計測・試験を含む地質調査等先例が少なく実験解析又は特殊な観測・診断を要する業務
- (4) 計画から設計まで一貫発注する業務
- (5) 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる設計業務及び高度な技術的判断を必要とする設計業務(いわゆる設計競技方式の対象とする業務を除く。)
- (6) その他プロポーザルに基づき執行することが適当であると事務所長が認める業務

7

プロポーザル方式による契約2

○建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について

2 プロポーザル方式の対象とする業務(自然公園等事業)

プロポーザル方式の対象業務については、特定手続通達記1において定められているところであるが、自然公園等事業においてこれに該当する標準的な業務として別紙2ものがあげられるので、これらの業務の発注は原則としてプロポーザル方式によること。

別紙2 プロポーザル方式の対象業務(自然公園等事業)

(自然再生事業関係)

- ・中長期的な事業計画の検討
- ・広域的な野生生物調査(植生調査を含む)
- ・希少野生生物の生態調査
- ・生態系復元のための手法検討

(国立公園整備事業関係)

- ・広域的な整備計画の検討
- ・大規模な施設の整備計画の検討
- ・高山帯や湿原など脆弱な自然環境を有する地域における整備計画の検討

8

総合評価落札方式による契約

○公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札方式について

I 適用範囲

入札者の提示する専門的知識、技術及び創意等(以下「**技術等**」という。)によって、調達価格の差異に比して、**事業の成果に相当程度の差異が生ずると大臣が認める公共工事に関する調査及び設計に係る契約を締結しようとする場合に適用する。**

(参考)価格点+技術点の加算方式

価格点:技術点=1:3 難易度が非常に高く、技術評価が特に重要な場合に限る

価格点:技術点=1:2~1:3 技術的工夫の余地が大きい業務

例 橋梁詳細設計、建築改修実施設計、補償調査・算定、博物展示施設内の展示設計、登山道設計

価格点:技術点=1:1 技術的工夫の余地がある業務

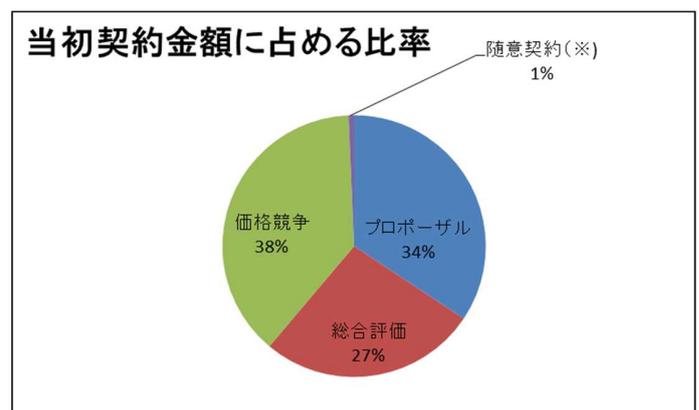
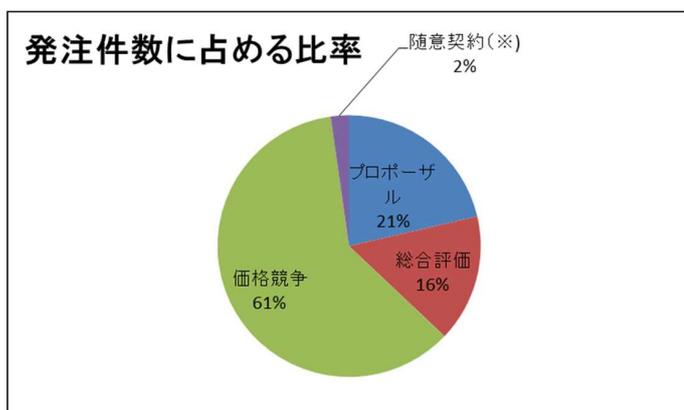
例 探勝歩道、園路設計、園地・野営場付帯施設設計、定期点検、緊急点検、建築工事監理

発注方式別 発注件数・入札者数・落札率

○平成24年度環境省発注業務

| 発注方式 | 件数 | 競争参加者数 | 平均参加者数 | 1社入札件数 | 当初契約金額計(円) | 平均落札率(%) | 入札不調件数 | 入札不調比率(%) |
|---------|----|--------|--------|--------|-------------|----------|--------|-----------|
| プロポーザル | 19 | 37 | 2 | 10 | 262,402,350 | 99 | 0 | 0 |
| 総合評価 | 14 | 30 | 2 | 4 | 204,487,500 | 84 | 0 | 0 |
| 価格競争 | 54 | 147 | 3 | 16 | 291,799,200 | 72 | 3 | 6 |
| 随意契約(※) | 2 | | | | 5,208,000 | - | - | - |
| 合計 | 89 | 214 | 7 | 30 | 763,897,050 | 255 | 3 | 6 |

※ 予定価格100万円未満の少額随意契約は除く



公募型プロポーザルにおける 技術提案提出者選定の考え方

| | 評価項目 | | | 標準の評価のウエート | 実際の評価ウエート(平均) |
|------------|-------|---------|----------------------|------------|---------------|
| 企業評価 | 資格要件 | 技術部門登録 | 当該部門の建設コンサルタント等登録 | 10 | — |
| | 専門技術力 | 成果の確実性 | 過去〇年間の同種又は類似業務の実績の内容 | 10 | 23% |
| 技術者評価 | 資格要件 | 技術者資格 | 技術者資格、その専門分野 | 10 | 33% |
| | 専門技術力 | 業務執行技術力 | 過去〇年間の同種又は類似業務の実績の内容 | 10 | 22% |
| | 専任制 | 専任制 | 手持ち業務金額及び件数 | 10 | 22% |
| 業務実施体制の妥当性 | | | | 評点なし | |

11

プロポーザルにおける 技術提案書の特定の考え方

| | 評価項目 | | | 標準の評価のウエート | 実際の評価ウエート(平均) |
|------------|-------|------------|----------------------|------------|---------------|
| 技術者評価 | 資格要件 | 技術者資格 | 技術者資格、その専門分野 | 10 | 10% |
| | 専門技術力 | 業務執行技術力 | 過去〇年間の同種又は類似業務の実績の内容 | 10 | 11% |
| | 専任制 | 専任制 | 手持ち業務金額及び件数 | 5 | 4% |
| 業務への取り組み姿勢 | 書面 | 業務の理解度 | 業務の目的、条件、内容の理解度 | 10 | 10% |
| | | 業務の実施方針 | 業務の実施手順の妥当性 | 10 | 10% |
| | | | 業務量の把握 | 10 | 10% |
| | ヒアリング | 専門技術力 | 専門技術力の確認 | 15 | 8% |
| | | 取り組み姿勢 | 業務への取り組み意欲 | 15 | 8% |
| | | コミュニケーション力 | 質問に対する応答性 | 15 | 8% |
| 参考見積 | | | | 評点なし | |

※ヒアリングを実施していない業務が17%を占める。

※特定テーマについて提案を求めている業務が56%あり、評価ウエート(平均)は17%、当該業務でのウエート(平均)は33%を占める。

※会社の同種類実績を求めている業務が28%あり、評価ウエート(平均)は3%、該当業務でのウエート(平均)は10%を占める。

12

プロポーザルにおける特定テーマの設定例

| | |
|-------------------|---|
| 〇〇に関する植生及び昆虫相調査業務 | ①〇〇に係る植生モニタリング手法の提案 ②〇〇に基づく昆虫相モニタリング計画の検討方針 |
| 〇〇地区基本構想策定業務 | ①〇〇地区が果たすべき役割と抱える課題について ②効果的な検討会の運営方法について |
| 〇〇地域情報提供施設基本設計業務 | 外国人観光客も視野において〇〇地域の自然情報に関する情報提供手法 |
| 〇〇地区園地及び歩道基本設計等業務 | 〇〇園地のバリアフリー化と自然環境に考慮した整備計画の策定手法 |
| 〇〇地域整備基本方針検討業務 | 〇〇地域の自然状況及び社会状況を考慮した地域整備基本方針の策定手法 |
| 〇〇園地等整備基本計画検討業務 | 〇〇の安全対策検討手法について |
| 〇〇センター設計業務 | ①訪問者が訪問をしやすい工夫について ②効果的な展示空間を提供するために考慮すべき要素について ③ライフサイクルコストの最小化、容易なメンテナンスに関する提案 |
| 〇〇休憩所計画設計業務 | ①〇〇を踏まえた計画施設の基本的な考え方 ②計画における環境保全、適正利用、安全対策の基本的な考え方 |

13

総合評価落札方式の仕組み

○価格点と技術点の評価割合（価格点の得点配分が1/4以上と定められている。）

- ・価格点：技術点＝1：3（H24 実績無し）
- ・価格点：技術点＝1：2（H24 総合評価のうち86%）
- ・価格点：技術点＝1：1（H24 総合評価のうち14%）

○価格点の算出方法（価格点＝100点の場合）

$$1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100$$

（例）

入札価格が予定価格の100% →0点

入札価格が予定価格の90% →10点

入札価格が予定価格の70% →30点

14

総合評価における 技術提案提出者選定の考え方

| | 評価項目 | | | 標準の評価のウエート | 実際の評価ウエート(平均) |
|------------|-------|---------|----------------------|------------|---------------|
| 企業評価 | 資格要件 | 技術部門登録 | 当該部門の建設コンサルタント等登録 | 定めなし | — |
| | 専門技術力 | 成果の確実性 | 過去〇年間の同種又は類似業務の実績の内容 | 定めなし | 38% |
| 技術者評価 | 資格要件 | 技術者資格 | 技術者資格、その専門分野 | 定めなし | 21% |
| | 専門技術力 | 業務執行技術力 | 過去〇年間の同種又は類似業務の実績の内容 | 定めなし | 35% |
| | 専任制 | 専任制 | 手持ち業務金額及び件数 | 定めなし | — |
| 業務実施体制の妥当性 | | | | 定めなし | |

※一部の業務で会社のISOについて評価しており、評価ウエート(平均)は、5%を占める。

15

総合評価における 技術提案書の特定の考え方

| | 評価項目 | | | 標準の評価のウエート | 実際の評価ウエート(平均) |
|------------|-------|------------|----------------------|------------|---------------|
| 技術者評価 | 資格要件 | 技術者資格 | 技術者資格、その専門分野 | 定めなし | 9% |
| | 専門技術力 | 業務執行技術力 | 過去〇年間の同種又は類似業務の実績の内容 | 定めなし | 15% |
| | 専任制 | 専任制 | 手持ち業務金額及び件数 | 定めなし | 13% |
| 業務への取り組み姿勢 | 書面 | 業務の理解度 | 業務の目的、条件、内容の理解度 | 定めなし | 36% |
| | | 業務の実施方針 | 業務の実施手順の妥当性 | 定めなし | 33% |
| | | | 業務量の把握 | 定めなし | 15% |
| | ヒアリング | 専門技術力 | 専門技術力の確認 | 定めなし | — |
| | | 取り組み姿勢 | 業務への取り組み意欲 | 定めなし | — |
| | | コミュニケーション力 | 質問に対する応答性 | 定めなし | — |
| 参考見積 | | | | 定めなし | |

※原則としてヒアリングは実施していない。

※特定テーマについて提案を求めている業務は散見されるが明確に配点をしているものは見られなかった。

※上記の他、会社の同種類似実績、業務の実施体制、対象地域への理解度、業務遂行能力等の項目を評価している業務がみられる。16

低入札調査制度及びその実施状況

○ 制度概要

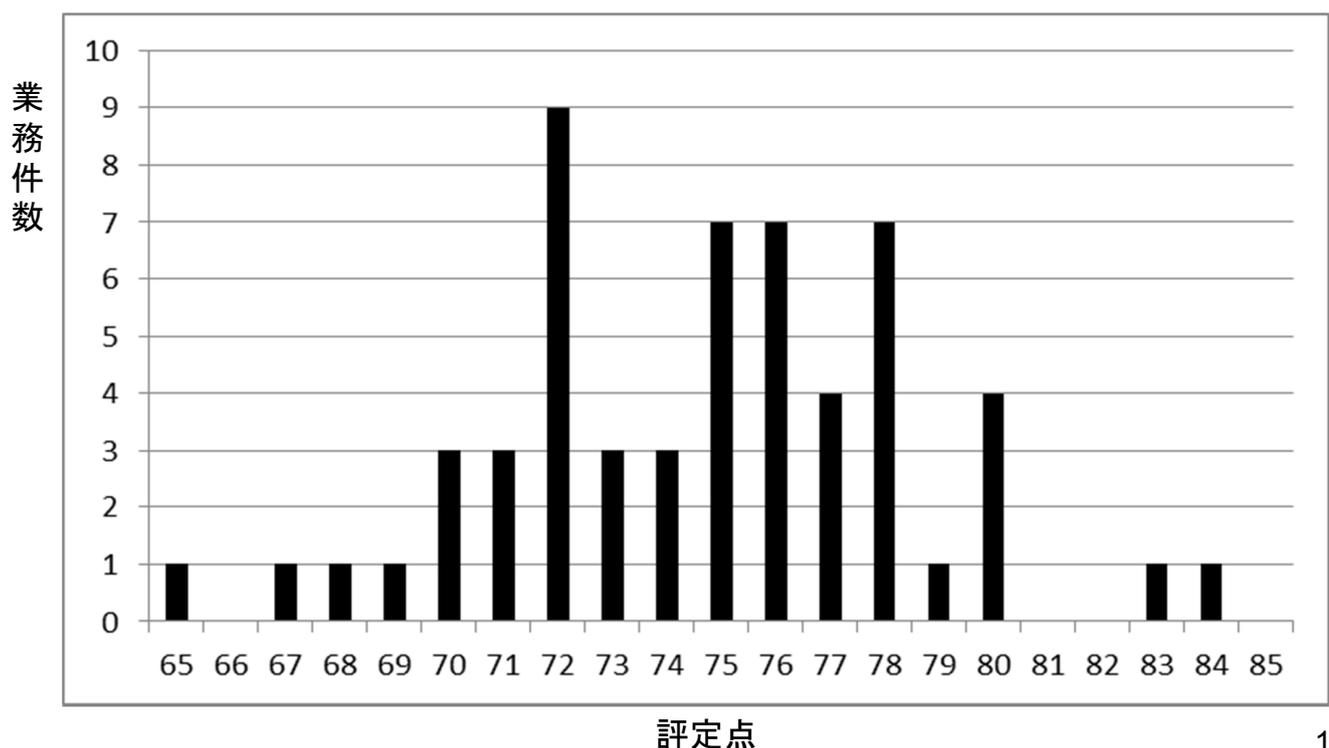
- 制度導入時期 平成19年6月
- 対象業務 予定価格1,000万円以上の業務
- 低入札調査基準価格の設定範囲
予定価格の6/10～8/10(地質調査業務は2/3～8.5/10の範囲内、平成25年5月～)

○ 平成24年度環境省発注業務 低入札発生状況

- 低入札設定業務件数 25件(競争入札総件数(68)の37%)
- 低入札調査実施件数 7件(前項の28%)

17

調査・設計業務終了後に実施する 業務成績評定の評点分布



18

論 点 1

(基本的な考え方)

- 自然公園等整備事業の調査・設計の成果は業務を実施する者の能力に影響されるものであることから、調査・設計の実施に当たっては、経済性に配慮しつつも、技術力の高い者を選定して実施することが重要なのではないか。

(プロポーザル方式の活用)

- 特に、高い技術力が必要な業務については、従来どおりプロポーザル方式により、技術力の高い者を選定することとすることが適当ではないか。

(総合評価落札方式の活用)

- プロポーザル方式以外の業務は、実施者の技術力を確保し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約とするため、さらに総合評価落札方式を推進すべきではないか。
「調査・設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、競争参加者に対して技術提案を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるようにすることが必要」(品確法の基本方針)

(総合評価落札方式の拡大)

- さらに、工夫の余地が小さい場合や単純な作業に近い場合等においても原則として総合評価落札方式とすることを検討してはどうか。
「必ずしも技術提案を求める必要がない場合においても、その業務実績、業務成績、業務を担当する予定の技術者の能力を適切に審査するよう努める」(品確法の基本方針)

19

論 点 2

(技術提案の評価について)

- 自然公園等整備事業で技術提案を求める際に、提案させるべき内容としてどのような点に留意すべきか。また技術提案をどの程度重視すべきか。
「調査・設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、競争参加者に対して技術提案を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるようにすることが必要」(品確法の基本方針)

(技術者の能力の評価について)

- プロポーザル方式や総合評価落札方式における技術的能力の審査に当たってどのような項目を重視すべきか。
「発注者は、技術的能力の審査や技術提案の審査・評価に際して、技術者の経験やその成績評定結果を適切に審査・評価することが必要」(品確法の基本方針)
「必ずしも技術提案を求める必要がない場合においても、その業務実績、業務成績、業務を担当する予定の技術者の能力を適切に審査するよう努める」(品確法の基本方針)

- その他、国立公園等整備事業の発注における課題への対応策について
 - ・ 過当競争(ダンピング)の回避
 - ・ 入札不調の回避
 - ・ 入札参加者数不足の問題

20